平成２４年（フ）第８３６号
堺市北区新金岡町３丁１番23―104号、前住所大阪市平野区瓜破１丁目11番16号
債務者　粉川材木店こと　粉川　冨雄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
埼玉県八潮市緑町３丁目７番地26　鈴木グランドマンションＡ―301
債務者　菅原　弘好
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
山口県長門市東深川941番地１
債務者　荒川　悦子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２２９号
福井県越前市瓜生町35―12　サン・ステージ瓜生102号、住民票上の住所福井県丹生郡越前町織田第44号９番地
債務者　島田　　弥
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
福井市安原町第４号１番地６
債務者　椿野　奨三
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７１号
福岡県直方市大字直方335番地１、前住所福岡県直方市大字頓野3836番地３
債務者　新田　久美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第７３号
福岡県直方市大字上頓野2530番地１
債務者　梅木　敏幸
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２０号
大分県速見郡日出町大字川崎1141番地、申立前の住所大分県速見郡日出町大字川崎1742番地
債務者　宿利　国分
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
大分県杵築市大字片野290番地２　ウエストコート３号棟Ｂ２―10号室、申立前の住所宮崎県宮崎市大橋３丁目76番地１　廣ビル506号
債務者　河野　鮎美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
宮崎市佐土原町下那珂4518番地３　市営住宅小牧台50―10棟46号
債務者　川崎　明美（旧姓有村・齊藤）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２６号
宮崎市吉村町引土甲574番地　県共済住宅７―２棟223号
債務者　津輪元眞由美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８号
北海道岩内郡岩内町字大和11番地の９
債務者　岩城　智江（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第１７１号
兵庫県宝塚市中筋山手２丁目２番27号
債務者　寺井貴美子こと　洪　貴美子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７２号
兵庫県宝塚市中筋山手２丁目２番27号
債務者　てらまさ工務店こと寺井正博こと　洪　正博
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１８７号
兵庫県川西市小戸３丁目19番29号
債務者　坂東　勇二
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部